

葛飾区成年後見センター

高齢の方や障がいのある方が、住み慣れた「かつしか」で安心して暮らし続けるために



<運営> 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

- 相談事業
- 訪問援助事業
- 人生のエンディングの準備支援事業
- 成年後見制度利用支援事業

お問い合わせ先

電話

5672-2833

こんな悩みや不安はありませんか？

- 一人暮らしで、将来、認知症や病気になったらどうしよう…
- 自分が亡くなった後、知的障がいのある子どもの将来が心配…
- 父が認知症で相続の手続きができない…
- 施設に入っている認知症の母の施設費用を母の財産で支払いたい…
- ヘルパーさんに来てほしいけれど、手続きや支払いはどうしたらいいかしら…
- 通帳の置き場所を忘れてしまう…

●相談事業…2ページ 【どなたでも／無料】

- ①これから福祉サービスを利用したい方への情報提供や困りごと、成年後見制度に関する相談など
- ②弁護士等による専門相談



●訪問援助事業…3ページ 【ご契約者／有料】

社協とご契約いただき、福祉サービスの利用や財産の管理などの援助を行います。

ご相談は無料です。



●人生のエンディングの 準備支援事業…6ページ

- ①エンディングノートの無料配布
- ②終活講座の開催



●成年後見制度利用 支援事業…7ページ

- ①成年後見制度の紹介や制度に関連する情報の提供
- ②成年後見の申立てをする方への支援



●相談事業

高齢の方や障がいのある方、その家族を対象に、暮らしの中での福祉に関する困りごとや将来への不安などについて、無料で相談に応じます。



一般相談（随時受け付けています）

福祉サービスに関する相談、財産の管理・相続に関する相談、成年後見制度に関する相談、福祉サービスの利用に際しての苦情等について、電話や窓口でお受けして、職員が解決に向けて助言等を行います。相談内容によっては、下記の専門相談や終活相談をご紹介します。

専門相談 / 終活相談 / 出張相談（予約制です）

※祝休日、年末年始を除く

相談	内容	相談日	時間	相談員	場所
専門相談	成年後見制度、遺言・相続に関することなど	毎月第2木曜日	午後1時～4時 (相談時間40分)	①13:00～13:40	司法書士
		毎月第4木曜日		②13:45～14:25 ③14:30～15:10 ④15:15～15:55	
終活相談	死後事務(葬儀・お墓・家財整理)に関する事など	毎月第1水曜日	午後1時～4時 (相談時間55分)	①13:00～13:55	弁護士
		毎月第3水曜日		②14:00～14:55 ③15:00～15:55	
出張相談	成年後見制度に関する事	毎月第2火曜日	午前10時～正午 (相談時間50分)	①10:00～10:50	成年後見センター職員
		毎月第4火曜日		②11:00～11:50	

※出張相談は相談日の2週間前から受付（相談日の2週間前が祝休日の場合は、直前の営業日から受付）

《予約先》 葛飾区成年後見センター 5672-2833

●訪問援助事業 (地域福祉権利擁護事業・財産保全管理サービス) ……………

高齢の方や障がいのある方が、住み慣れた「かつしか」で安心して生活できるように、財産の管理や福祉サービスの利用援助を行います。※社会福祉協議会と契約が必要です。

【対象者】

高齢または知的障がいや精神障がいなどにより判断能力に不安のある方、外出が困難な高齢者や障がいのある方。ただし、本事業の契約内容について判断し、概ね理解できる方に限ります。

【サービス内容】

基本サービス

①福祉サービスの利用援助(福祉サービスを安心して利用できるように相談に応じます。)

●定期的な見守り ●郵便物の確認 ●福祉サービスの利用や利用料の支払いの手続き など

- 福祉サービスを利用したいけど、どうしたらいいんだろう…
- 郵便物が来ても手続きがよくわからない…



○ 福祉サービスのご案内や手続きのお手伝いをします。また、郵便物を一緒に確認しながら、手続きのお手伝いをします。

× ※保証人または緊急時の連絡先になること、本人に代わって施設の入所契約や病院の入院手続きなどをすることはできません。

オプションサービス

②日常的金銭管理サービス(毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。)

●日常生活に必要な預貯金の払戻し ●年金・社会保険料・公共料金・医療費・家賃等の支払い手続き
●年金や福祉手当等の受領手続き など

- 通帳やおろしてきたお金のしまい場所、家賃や電気・ガスの利用料の支払いを忘れてしまう…



○ 定期的に訪問し、ご本人の状況にあわせた生活費の払戻しや医療費・家賃・公共料金の支払いのお手伝いをします。

× ※確定申告、預貯金の資産運用等はできません。

③書類等の預かりサービス(大切な書類やハンコなどを安全にお預かりします。)

●書類等(年金証書・預貯金通帳・銀行印・実印・権利証・契約書類・保険証書)を金融機関の貸金庫に保管

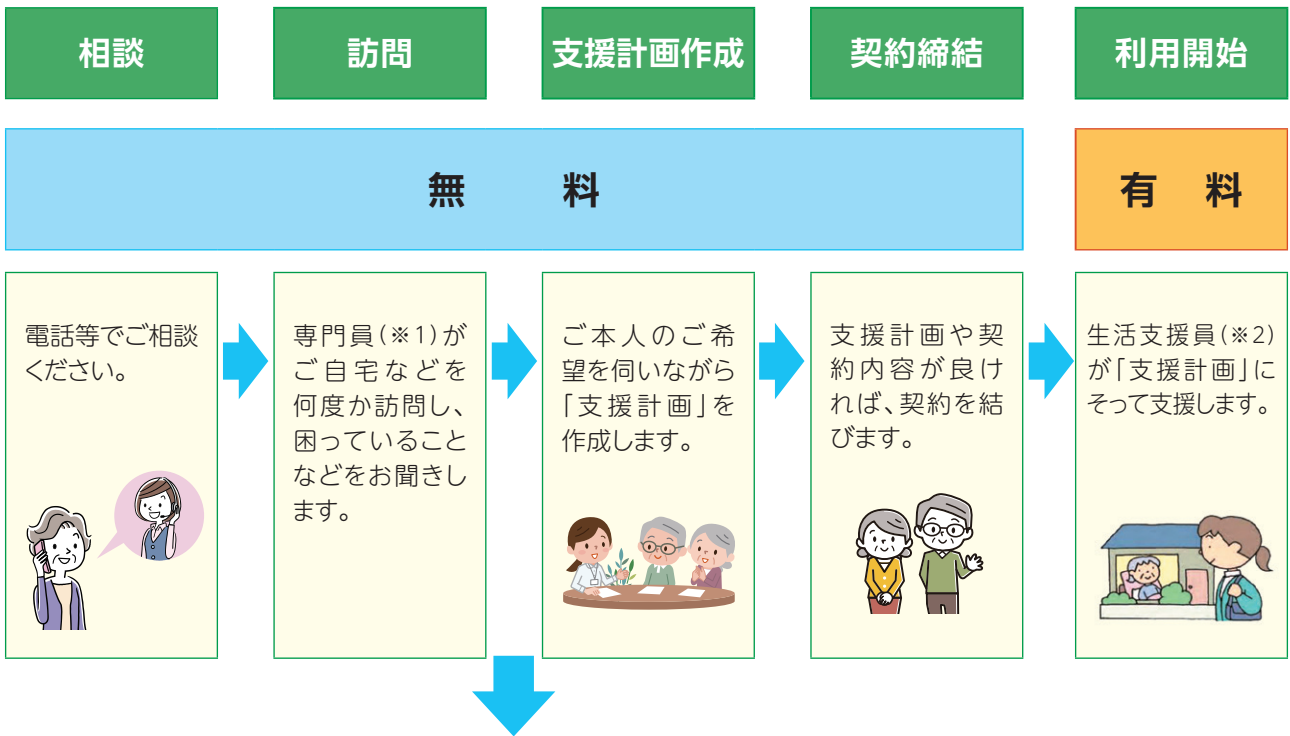
- 一人暮らしで自宅に通帳等を置いておく心配…
- 通帳等のしまい場所を忘れてしまう…



○ 普段使わない年金証書・預貯金通帳・銀行印・実印・権利証・契約書類・保険証書などをお預かりし、金融機関の貸金庫に保管します。

× ※現金・宝石・貴金属類・カギなどはお預かりできません。

【ご利用までの流れ】 ※契約までに一定の期間がかかります。



契約締結審査会

ご本人にこのサービスを利用していただけるかどうか、東京都社会福祉協議会に設置されている「契約締結審査会」で審査することがあります。

※契約締結審査会とは…サービスを利用するための契約締結能力に疑義がある場合等に、医師、弁護士、福祉・保健関係の専門家が専門的見地から契約能力等を有するかどうか審査等を行います。また、ご本人を支援するために必要な助言を行います。



(※1)

【専門員】

ご本人の生活状況を確認して契約までの調整を行い支援計画を作ります。また、関係機関との調整や生活支援員の指導も行います。



(※2)

【生活支援員】

一定の研修を受け、社協と雇用契約を結んだ区民の方です。利用者宅を定期的に訪問し、支援を行います。



【利用料】

福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,000円 1時間を超えた場合、30分までごとに500円加算
日常的金銭管理サービス (福祉サービスの利用援助含む)	日常的に使用する通帳を本人が保管	
	日常的に使用する通帳を社協が保管	1回1時間まで1,500円 1時間を超えた場合、30分までごとに500円加算
書類等の預かりサービス		月額 1,000円

<利用料の参考例>

月1回 1時間以内の場合

パターン1

福祉サービスの利用援助 → 利用料：1,000円

パターン2

福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理サービス(通帳本人保管) → 利用料：1,000円

パターン3

福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理サービス(通帳社協保管) → 利用料：1,500円

パターン4

福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理サービス(通帳社協保管)と書類等の預かりサービス → 利用料：2,500円

●人生のエンディングの準備支援事業……………

◆エンディングノート

葛飾区社会福祉協議会オリジナルのエンディングノートを、区民の方へ無料でお配りしています。

【内容】

- ・延命措置や介護についての希望
- ・葬儀やお墓についての希望
- ・財産に関すること
- ・大切な人へのメッセージ など



【配布場所】

- ① 葛飾区社会福祉協議会(ウェルピアかつしか3階)
- ② 高齢者総合相談センター(区内14ヶ所)
- ③ 葛飾区役所福祉管理課

◆終活講座

年に2回(延べ12日間程度)、これからの人生をより豊かに安心して過ごすため、様々な内容をテーマに開催しています。

※時期とテーマについては社協だよりをご覧ください。

【内容】 ※内容はその都度変更されます。

- ・葬儀について
- ・エンディングノートをどう活かすか
- ・遺言と相続の基本を学ぶ
- ・将来に備える任意後見制度
- ・知っておきたい民事信託制度

など



● 成年後見制度利用支援事業

葛飾区成年後見センターは、葛飾区から中核機関の運営を受託し、成年後見制度の広報・啓発のほか、その利用促進に向けて相談や申立方法の案内、専門機関の紹介、地域連携のための協議会の運営、成年後見人等の支援など、成年後見制度の利用について支援します。

① 相談事業 《成年後見制度に関するあらゆる相談に応じます》

制度の内容や制度を利用することの可否、利用のための手続き、成年後見人の活動等、どのような相談にも応じます。法律的専門相談(2ページ参照)にもお答えします。



② 申立て(手続き)の支援

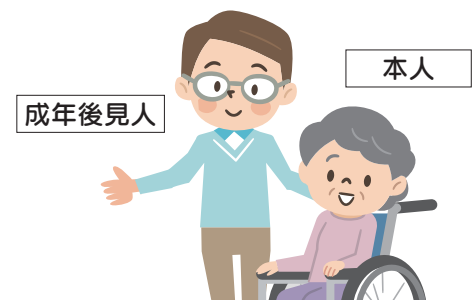
成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立て(手続き)を行わなければなりません。成年後見センターでは手続きの支援や、本人や親族での手続きが難しい場合に、手続きを代行してくれる方の紹介をします。



③ 親族後見人の支援

親族の方が後見人等候補者になる場合、法律関係者などと検討支援会議を開催し、家庭裁判所への推薦や後見活動への支援を行います。

また、親族で既に後見人となっている方などを支援するため、研修や情報交換を目的とした「親族後見人等の集い」を開催します。



④ 成年後見制度利用促進協議会の運営

成年後見に関わる法律職、介護や医療関係者、地域の支援者などの関係機関等による協議会を設け、成年後見制度に関するそれぞれの取り組みや情報の共有を図り、円滑に制度の利用が進むよう、専門職団体や関係団体との連携の強化を図ります。



⑤ 申立費用・後見報酬の助成

成年後見制度を利用するため家庭裁判所への申し立てに係る手数料や診断書作成料などの費用、後見人等に支払う報酬費用を助成します。

助成を受けられる方には財政的制限があります。詳しくはお問い合わせください。また、後見人等が親族の場合は対象になりません。

(※成年後見人等の報酬額は、年1回家庭裁判所が決定し、本人の財産から支払われます。)



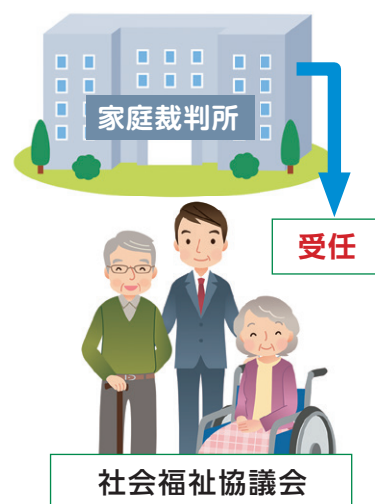
⑥ 市民後見人の養成

今後、増加が予想される後見ニーズに対応するため、地域の中で後見人になってくれる「市民後見人」の養成をしています。



⑦ 法人後見の受任

身寄りがない等の理由で成年後見人等の候補者がいない場合に、財産管理や身上保護等の成年後見業務を社協が家庭裁判所から受任します。



⑧ 広報・啓発

成年後見制度に関する案内パンフレットの作成や配布、社協だより等の広報紙を活用した情報提供、成年後見制度に関する講演会などを実施し、制度の普及啓発活動を行います。

◆成年後見制度とは…

判断能力が不十分な場合に、本人を法的に保護し、支えるための制度です。例えば、認知症、知的障がい、精神障がい等の方が預金の解約、介護などの福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産売買等をする必要があっても、本人に判断能力が全くなければ、そのような行為はできません。また判断能力が不十分な場合はこれを本人だけに任せていたのでは、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人を援助する人が必要になってきます。

そこで、判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が成年後見人等の援助者を選び、その選ばれた援助者が、本人のために活動するのが成年後見制度です。

定期的な見守り

- ・定期的に本人を訪問して、本人の生活の状況や考え、気持ちを確認して支援の方向性を検討します。また、本人に関わる福祉関係者や家族と情報交換や連携をして支援をします。

福祉サービス利用の手続き

- ・ケアマネージャーや相談支援事業所と連携し必要なサービスを検討します。
- ・必要なサービスを利用するための契約や料金の支払い、利用しているサービスが適切に提供されているか等の確認をします。

様々な手続きの実施

- ・区役所から届く年金や介護保険、税金などの書類を確認し必要な手続きを行います。
- ・銀行からのお知らせや届出、請求などに必要な手続きを行います。
- ・住民税、固定資産税などの税金の申告や納付を行います。
- ・賃貸借契約の更新や支払い、減免申請等を行います。

財産の管理

- ・銀行からの現金の引き出し、本人へのお届け、ヘルパーへ必要なお金を預けるなど金融機関に関する手続きを行います。
- ・公共料金や福祉サービス利用料の支払い、そのために必要な自動引き落とし契約や手続きなどを行います。

入院、入所などの手続き

- ・病院への入院や受診のための手続きを行い、担当医から受診結果を確認し、治療方法などについても把握します。
- ・入院費用の支払いや高額医療費受給の手続きを行います。
- ・必要な施設を福祉関係者とともに探し、施設入所のための手続きや必要な費用の支払いを行います。

契約の取り消し

- ・本人が行った法律行為(契約)が不利益なものであったり必要のないものだと判断したときは、後見人はその法律行為を取り消します。(法定後見のみ)

◆後見人等の職務に含まれていないもの

医療同意 …… 手術などの医療行為を行う場合の同意

身分上の行為 …… 本人の結婚・離婚・遺言などに関わること。

身元引受・保証 …… 身元引受人や保証人になること。

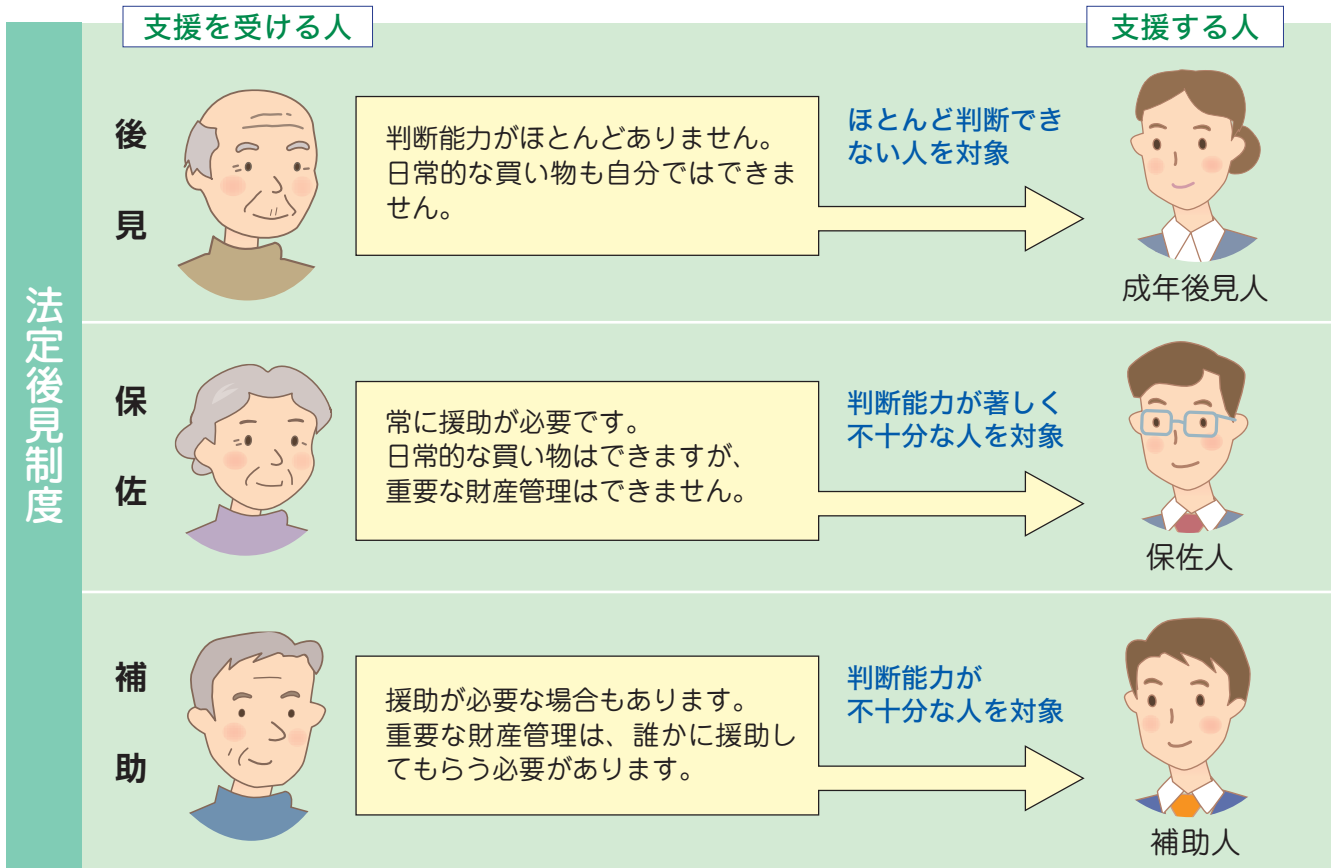
その他 …… 掃除や食事、洗濯の世話などを直接行うこと。

これに代えて必要な福祉サービスの利用契約を行い本人の支援を行います。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

◆法定後見制度…『すでに判断能力が不十分な場合』

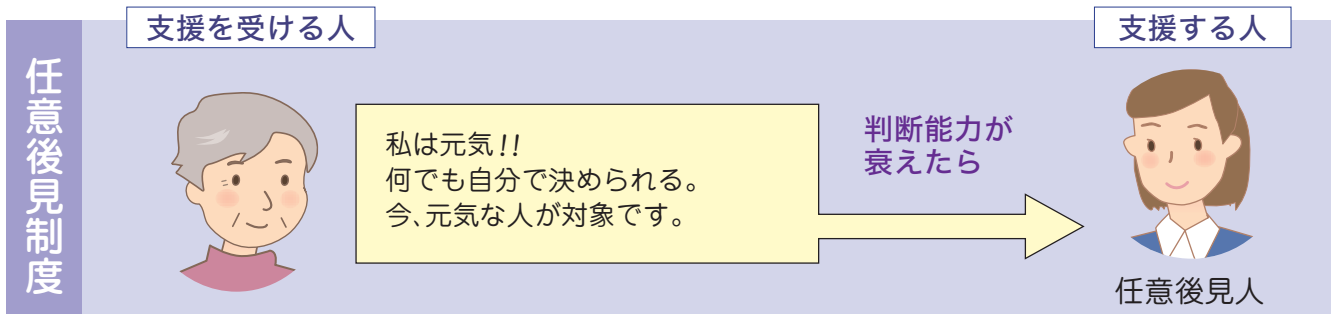
＊法定後見制度には判断能力に応じ、3つの類型(種類)があります。



成年後見人等の報酬額は、家庭裁判所が決定します。

※手続きの流れは…11ページ

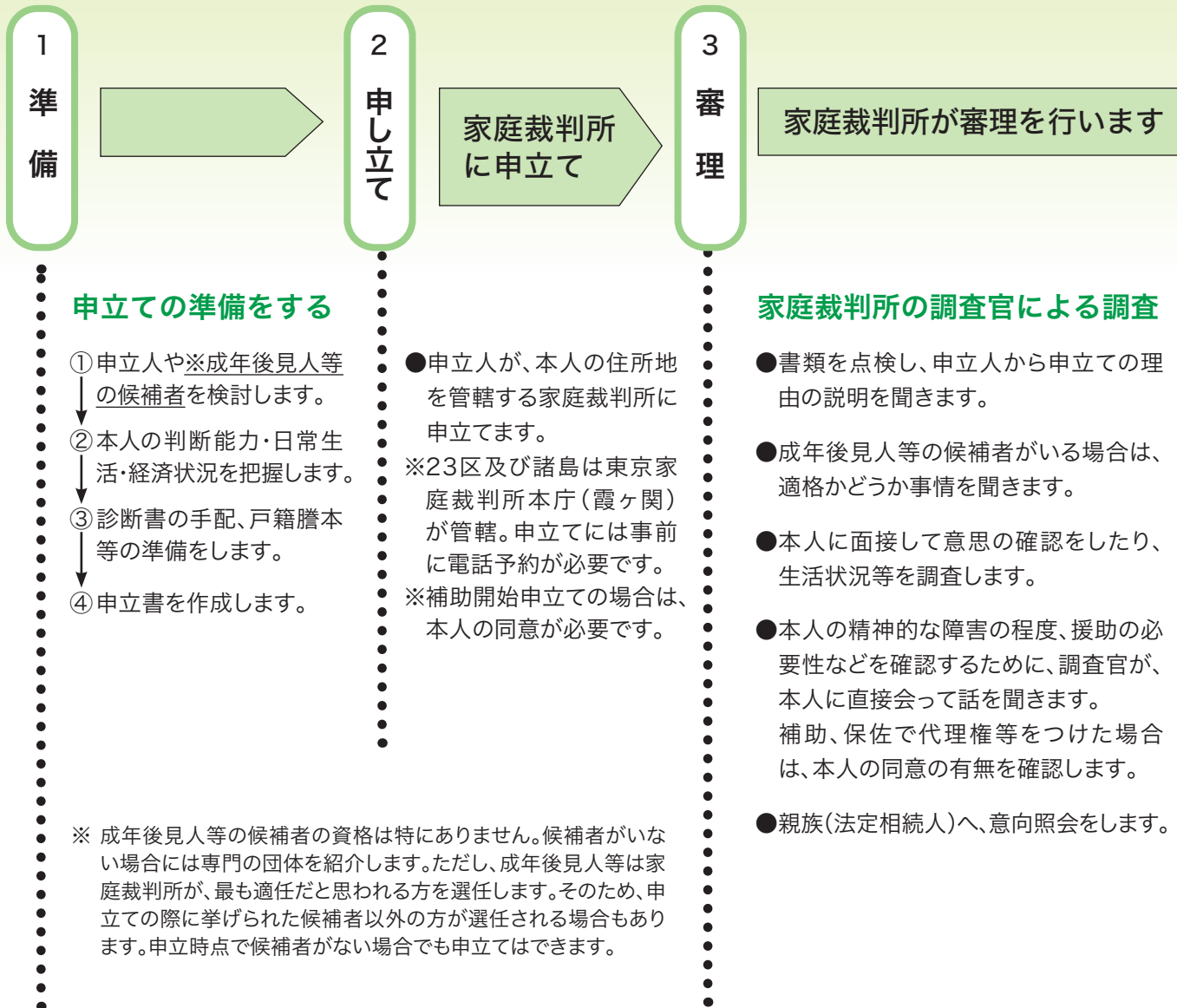
◆任意後見制度…『判断能力が確かなうちに支援内容等を決めておく場合』



判断能力が確かなうちに、公証役場で、任意後見受任者(支援してほしい人)と支援内容・方法を決め、公証人が作成する公正証書で契約をします。そして、判断能力が低下して支援の必要が生じた時に、契約をした任意後見受任者が任意後見人として支援をします。任意後見人が正しく職務を行っているかチェックするために、必ず任意後見監督人が家庭裁判所で選任されます。任意後見人の報酬額は契約で決めておきます。

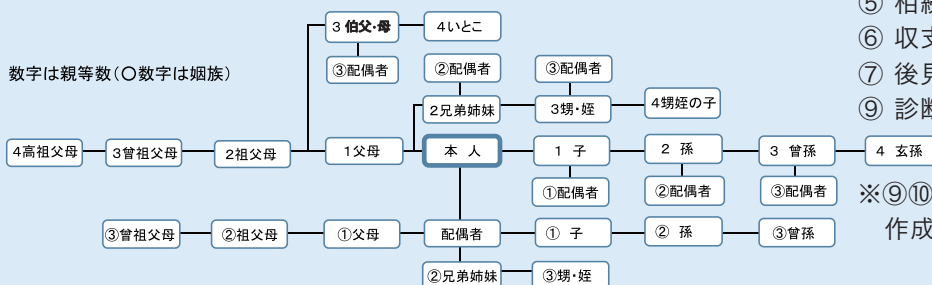
※手続きの流れは…13ページ

チャートでみる 法定後見制度 の流れ



申し立てをすることができる人

本人・配偶者・四親等以内の親族・検察官・任意後見人・任意後見受任者・市区町村長等です。



申し立てに必要な書類 ①

当センターで申立書類を配布しています

- ① 申立書
 - ② 申立事情説明書
 - ③ 親族関係図
 - ④ 財産目録及びその資料(本人)
 - ⑤ 相続財産目録及びその資料 ※該当者のみ
 - ⑥ 収支予定表及びその資料(本人)
 - ⑦ 後見人等候補者事情説明書
 - ⑧ 親族の意見書
 - ⑨ 診断書(成年後見制度用)
 - ⑩ 診断書付票
- ⑪ 本人情報シート(コピー)

※⑨⑩は、いずれも申立日において3ヶ月以内に作成されたもの

すでに判断能力が不十分な方

4 審 判

医師による鑑定

●原則として「保佐」「後見」の利用を希望する場合は、家庭裁判所は本人の判断能力や障害の程度を判断するために、医師による鑑定を行います。

※申立てから審判までは、概ね3ヶ月程度が見込まれます。



2週間経過

類型の決定と選任

●申立てた類型の決定、成年後見人等の選任と、内容・範囲(取消権・同意権・代理権の付与)が決定されます。

●場合によっては、成年後見人等の監督人が選任されます。

●本人と成年後見人等に審判結果を通知し、法定後見が開始します。

※審判が確定するのは、成年後見人等が審判書を受領してから2週間後です。審判に不服がある申立人などは、この2週間の間に不服申立て(即時抗告)の手続きを取ることができます。

5 審 判 確 定

▼登記 後見活動

法定後見人の業務

●財産管理事務や身上保護事務を行い、家庭裁判所へ報告します。

法定後見人が支援できること

●財産管理

預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関することについて支援します。

●身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退手続きや費用の支払など、日常生活に関わる契約などの支援をします。

申立てに必要な書類 ② 区役所等で交付を受けるもの

- ⑫ 戸籍抄本(本人)
- ⑬ 住民票(本人・後見人等候補者)
※マイナンバーの記載がないもの
- ⑭ 本人が登記されていないことの証明書(東京法務局)
- ⑮ 愛の手帳の写し(手帳をお持ちの場合)

※⑫～⑭は、いずれも申立日において3ヶ月以内に発行されたもの

費 用

- ⑯ 収入印紙:申立手数料(800円)
- ⑰ 収入印紙:登記手数料(2,600円)
- ⑱ 郵便切手(4,210円)
※後見の場合は、3,270円
- ⑲ 鑑定費用(実費)《補助類型の場合は不要》

成年後見人等の報酬は、報酬付与の申立てにより、家庭裁判所が金額などを決定します。

チャートでみる 任意後見制度 の流れ

1 任意後見人を決める

任意後見人を決める

- 将来の不安や心配事についてどんな支援を受けたいか、本人と任意後見受任者が話し合い、任意後見契約の内容を決めます。
- 支援の内容が決まったら、本人と任意後見受任者は、公証役場に向いて、その内容について公正証書により正式に契約を交わします。

※「任意後見受任者」
任意後見人になる人です。

2 任意後見契約を結ぶ

▼登記

判断能力の
低下

任意後見契約を結ぶ

- 本人と任意後見受任者が一緒に公証役場で公正証書による任意後見契約を結びます。
- 必要な書類
 - <本人に関するもの>
 - 戸籍謄本
 - 住民票
 - 印鑑登録証明書、運転免許証、パスポート等身分を証明するもの
 - <任意後見受任者に関するもの>
 - 住民票
 - 印鑑登録証明書、運転免許証、パスポート等身分を証明するもの
 - <その他>
 - 診断書や財産目録等が必要な場合もあります。(公証役場に確認)
- 公正証書の内容は、東京法務局に登録されます。(任意後見登記)
- 任意後見人に支払う報酬額は、本人と任意後見受任者との話し合いによって結ばれた契約で決まります。

3 任意後見監督人の選任を申し立てる

任意後見契約書作成にかかる費用

- ① 任意後見契約書の基本手続き料…11,000円
- ② 登記嘱託手数料………1,400円
- ③ 登記にかかる印紙代…2,600円(収入印紙)
- ④ その他…証書代 登記嘱託書郵送用切手代等

将来の不安に備えたい方

▼家庭裁判所

任意後見監督人の選任申立手続き

- 申立権者
本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者
- 必要な書類

〈申立書類〉

任意後見監督人選任申立書
申立事情説明書(任意後見)
任意後見受任者事情説明書
親族関係図
本人の財産目録及びその資料
本人の収支状況報告書及びその資料

〈本人についての書類〉

診断書(成年後見制度用)
診断書付票
本人情報シートのコピー
戸籍抄本
住民票(本人・任意後見受任者)
登記事項証明書(任意後見)
登記されていないことの証明書(東京法務局)
任意後見契約公正証書のコピー

- 任意後見制度を利用するために、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申立てます。

4

任意後見監督人が選任される

▼登記

5

後見事務がスタートする

任意後見監督人による監督

任意後見人のスタート

- 法定後見制度と同様に、調査、審問などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選びます。
- 任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始されます。

お問い合わせ先

◎葛飾公証役場

電話：03-6662-9631

住所：葛飾区青戸6-1-1
朝日生命葛飾ビル2階

任意後見監督人の選任にかかる費用

- ① 申立手数料…800円(収入印紙)
- ② 通信費…裁判所によって違う
- ③ 登記手数料…1,400円(収入印紙)

任意後見開始後にかかる費用

- ① 任意後見人の報酬…本人と任意後見受任者(後の任意後見人)との契約によって決定します。
- ② 任意後見監督人の報酬…家庭裁判所が決定します。
- ③ 任意後見人、任意後見監督人の事務費

■成年後見制度に関するお問い合わせ

成年後見制度の手続きに関すること

東京家庭裁判所後見センター …………… 東京都千代田区霞ヶ関1-1-2
☎ 03-3502-5359・5369

後見登記に関すること

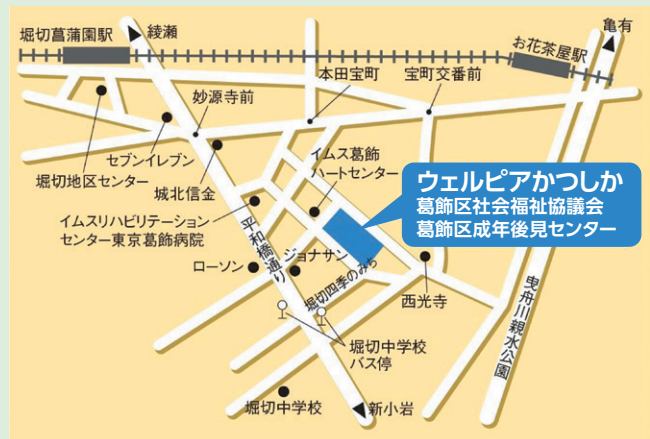
東京法務局…………… 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎4階
☎ 03-5213-1360 (後見登録課)

任意後見制度に関する相談・手続きに関すること

葛飾公証役場…………… 葛飾区青戸6-1-1 朝日生命葛飾ビル2階
☎ 03-6662-9631

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター

〒124-0006
葛飾区堀切3-34-1
地域福祉・障害者センター3階(ウェルピアかつしか)
電話 03-5672-2833
FAX 03-5698-2513
<http://www.katsushika-shakyo.com>
開所日 …… 月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時



電 車

京成 「お花茶屋駅」・「堀切菖蒲園駅」下車 徒歩各12分

バ ス

京成タウンバス

(新小51系統 綾瀬駅～新小岩駅) 堀切中学校バス停下車徒歩3分
(有70系統 金町駅南口～ウェルピアかつしか) ウェルピアかつしか下車

レインボーかつしかバス

(有71金町駅南口～ウェルピアかつしか) ウェルピアかつしか下車